

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
水道機工株式会社	東京都世田谷区桜丘5-48-16	1-004311

2 指名停止措置期間 令和5年3月1日～令和5年5月31日 (3か月間)

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する工事等

4 事実概要

水道機工(株)は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。さらに、経営事項審査において資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行った。これらのことにより、国土交通省関東地方整備局から令和5年2月10日付で、建設業法第28条第1項本文の規定に基づく指示処分及び同条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。

5 指名停止理由

上記事実は、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成2年常陸太田市告示第21号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第14号(1)及び(2)に該当する。

<指名停止措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 14 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、同法第28条の規定に基づく監督処分を受けたとき。 (1) 指示処分を受けたとき。 <u>(2) 営業停止処分を受けたとき。</u>	(略) 当該認定をした日から 2か月以上9か月以内 <u>当該認定をした日から 3か月以上9か月以内</u>

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
茨城県常陸太田市金井町3690
電話 0294-72-3111